

個

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書...

令二・四・一以後終了連結事業年度分

- 【No.1】個別帰属額の届出書には、次に掲げる書類を添付していますか。**
- ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
 - ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
 - ③ 勘定科目内訳明細書
 - ④ 会社事業概況書
 - ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
 - ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）

代表者 記名押印	旧法人名	届出番号	連番
代表者 住所	添付書類	申告区分	序指
連結親法人 名及び 納税地		通信用付印	確認印

平成・令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

連結事業年度分の 申告に係る届出書

翌年以降 送付要否	税理士法第30条 の書面提出有
--------------	--------------------

個別所得金額又は 個別欠損金額 (イ)+(ロ)	十億 百万 千 円	連結欠損金の繰戻しに よる還付金の個別帰属額	十億 百万 千 円
(イ) 個別所得金額又は個別欠損金 (別表四の二付表「55」の①)	1	13 外	
(ロ) 連結欠損金(個別帰属額)並 (別表七の二付表「24」)		14 外	
算出連結法人税個別帰属額 (28)×(1)-(29)		15 外	
連納保 結金 (別表三の二付表「24」)	9	16 外	
同上に対する税額 (別表三の二付表「4」)		17 外	
連結法人税個別帰属額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10	18 外	
個別控除税額 (33)+(34)+(35)	11	19 外	
算引連結所得に対する 連結法人税個別帰属額 (10)-(11)	12	20 外	
算出個別帰属額 (連納保)の 連結所得金額 (別表一の二「1」)	24	21 外	
個別所得金額又は 個別欠損金額(1)	25	22 外	
個別所得金額又は 個別欠損金額(1)	26	23 外	
個別土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	30	27 外	
同上 (別表三(二)「28」)	31	28 外	
個別所得税の額の個別帰属額 (別表六の二(一)「22」)	33	29 外	
外国税額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「18」)	34	32 外	
個別控除 税額	35	36 外	
連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書付表「4」)	37 外	決算確定の日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

【No.5】1欄の金額は、別表七の二付表一の24欄に金額を記載した場合、別表四の二付表の55①欄の金額を中段の(イ)に記載し、別表七の二付表一の24欄の金額を下段の(ロ)に記載し、(イ)の金額と(ロ)の金額を合計した金額を上段に記載していますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.6】37欄の金額は、個別帰属額の届出書付表の4欄と一致していますか。
【No.23】別表五の二(二)付表の44の②中間欄及び確定欄の合計額は、14欄及び37欄の合計額と一致していますか。

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の
計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	法人名	
算出連結法人税個別帰属額に係る 連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「2」×(4.4%又は10.3%))	1	円
加 算 調 整 額 (8)	2	
減 算 調 整 額 (14)	3	外
連 結 地 方 法 人 税 個 別 帰 属 額 (1) + (2) - (3)	4	外
加 算 調 整 額 の 計 算		
連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「9」×(4.4%又は10.3%))	5	円
連結納税の承認を取り消された場合等における 既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額 の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「5」×(4.4%又は10.3%))	6	
土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「7」×(4.4%又は10.3%))	7	
加 算 調 整 額 (5) + (6) + (7)	8	外
減 算 調 整 額 の 計 算		
外国税額の控除額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「49」)	9	円
分配時調整外国税相当額の個別帰属額 (別表六の二(二の二)「35」)	10	
個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額 (別表十七(三の十二)「15」)	11	
連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額 に係る連結地方法人税個別帰属額	12	外
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額 に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「3」×(4.4%又は10.3%))	13	
減 算 調 整 額 (9) + (10) + (11) + (12) + (13)	14	外

【No.6】4欄の金額は、個別帰属額の届出書の37欄と一致していますか。

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の
個別帰属額の計算に関する明細書

連結事業年度 : : 法人名 ()

別表三の二付表二
令二・四・一以後終了連結事業年度分

連結留保税額の個別帰属額の計算					
連結個別留保税額 (8) + (9) + (10)	1	円	連結留保税額 (別表三の二「8」)	3	円
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連結留保税額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4	
連結個別留保税額の計算					
年 3,000 万円 相当 額 以下 の 金 額 (24) 又は $(3,000 \text{万円} \times \frac{\quad}{12})$ のいずれか少ない金額	5	円	(5) の 100 % 相 当 額	9	円
年 3,000 万円 相当 額 を 超 え 年 1 億 円 相当 額 以下 の 金 額 ((24) - (5)) 又は $(1 \text{億円} \times \frac{\quad}{12} - (5))$ のいずれか少ない金額	6				
年 1 億 円 相当 額 を 超 え る 金 額 (24) - (5) - (6)	7		(7) の 20 % 相 当 額	10	
基準個別留保金額の計算					
個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「55の②」)	11	円	(別表一の二「5」+「7」) 及び (別表一の二「10の外書」) のうち、帰せられる金額	25	円
前期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(13))	12			26	
留 当 期 末 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。)	13		連結親法人か中小連結親法人以外の場合 民 ((25) + (26) - (別表一の二「12」のうち帰せられる金額) - 別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(九)「9」-別表六の二(十)「10」-別表六の二(十一)「19」-別表六の二(十二)「20」-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(二十六)「25」-別表六の二(二十七)「11」)	27	
連 結 留 保 税 額 及 び 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 並 び に (17) が ない も の と し た 場 合 の 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 等 の 負 担 額 等 の 合 計 額	14				
<p>【No. 2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。</p>					
<p>【No. 7】12 欄の金額は、前連結事業年度の 13 欄の金額と一致していますか。</p>					
<p>【No. 8】13 欄の金額は、当連結事業年度中に基準日があり、当連結事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額を記載していますか。</p>					
個 別 帰 属 額 の 計 算					
外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 を 控 除 し た 並 額			別 表 六 の 二 (二) 付 表 「18」-別 表 六 の 二 (六) 付 表 「11」-別 表 六 の 二 (八) 付 表 「11」-別 表 六 の 二 (九) 「9」-別 表 六 の 二 (十) 「10」-別 表 六 の 二 (十一) 「19」-別 表 六 の 二 (十二) 「20」-別 表 六 の 二 (十五) 「12」-別 表 六 の 二 (十六) 「11」- (別 表 六 の 二 (十七) 付 表 「17」+「20」)-別 表 六 の 二 (十九) 「19」-別 表 六 の 二 (二十) 「20」-別 表 六 の 二 (二十一) 付 表 「6」-別 表 六 の 二 (二十二) 付 表 「6」-別 表 六 の 二 (二十四) 「10」-別 表 六 の 二 (二十五) 「16」-別 表 六 の 二 (二十六) 「25」-別 表 六 の 二 (二十七) 「11」)	28	
住 民 税 額 (34)	16		住 民 税 額 ((25) 又は (27) 又は (28)) のいずれか多い金額) × (16.3%又は10.4%)	29	
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三の十二)「9」)	17				
法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 等 の 合 計 額 (15) + (16) - (17) (マイナスの場合は0)	18				
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	19		特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特定寄附金の額の合計額) × (20%又は40%)	30	
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	20		((27) 又は (28)) + (別表一の二「12」のうち帰せられる金額) + (別表六の二(二)付表「18」)	31	
他 の 法 人 の 株 式 又 は 出 資 の 基 準 時 の 直 前 に お け る 帳 簿 価 額 から 減 算 さ れ る 金 額 (別表三の二付表三「21」)	21		調 整 個 別 帰 属 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 $\left[((25) \text{ 又 は } (31) \text{ の い ず れ か 多 い 金 額 }) \times (16.3\% \text{ 又 は } 10.4\%) \right] \times 20\%$	32	
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (11) + (12) - (13) + (14) - (18) - (21)	22				
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「37」又は0)	23		住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (30) 又は (32) のいずれか少ない金額)	33	
基 準 個 別 留 保 金 額 (22) - (23)	24		住 民 税 額 (29) - (33)	34	

個別所得の金額の計算に関する明細書

連事業

【No.9】1③欄の配当の額は、株主資本等変動計算書等記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。

別表四の二付表

令二・四・一以後終了連結事業年度分

【No.90】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

留保	社外流出
②	③
円	円
	配当
	その他

加	減価償却の償却超過額	2		
	役員給与の損金不算入額	3		
		4		
算	○	5		
	小	6		
	計	6		
減	減価償却超過額の当期認容額	7		
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	8		
	受贈益の益金不算入額	9		
算	適格現物分配に係る益金不算入額	10		
	○	11		
	小	12		
	仮	計	12	
	(1)+(6)-(12)	13		
加	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	14		
	損金経理をした連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額	15		
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)の負担額	16		
算	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	17		
	損金経理をした納税充当金	18		
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	19		
	小	20		
減	収益として経理した連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額	21		
	収益として経理した附帯税(利子税を除く。)の受取額	22		
	納税充当金から支出した事業税等の金額	23		
算	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	24		
	所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等	25		
	小	26		
	仮	計	26	
	(13)+(20)-(26)	27		
	受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表「1」)	28	△	
	交際費等の損金不算入額の個別帰属額 (別表十五の二「22」又は「23」)	29		
	仮	計	30	
	(27)から(29)までの計	30		
	関連者等に係る支払利子等又は対象支払利子等の損金不算入額の個別帰属額 (別表一七の二(二)「30」又は別表一七の二(四)「33」)	31		
	連結超過利子額の損金不算入額の個別帰属額 (別表一七の二(三)付表一「10」の計)	32	△	
	仮	計	33	
	(30)から(32)までの計	33		
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	34	△	
	寄附金の損金不算入額の個別帰属額 (別表十四の二「36」)	35		
	特殊認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表一七の二「7」又は「12」又は(別表一七の二「8」のうち昇せられる金額))	36	△	
	法人税額から控除される所得税額の個別帰属額 (別表六の二(一)「22」)	37		
	税額控除の対象となる個別外国法人税の額 (別表六(二)の「7」)	38		
	分配時調整外国税相当額の個別帰属額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得超過相当額(別表六の二(二)の「24」+別表十七(三)の「9」)	39		
	連結組合等損失額の損金不算入額又は連結組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	40		
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	41		
	仮	計	42	
	(33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)±(41)	42		
	契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	43		
	連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額の個別帰属額(別表七の二付表「12」)	44		
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	45		
	仮	計	46	
	(42)から(45)までの計	46		
	連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額(別表七の二付表「19」の計) (別表七の二付表四「9」若しくは「12」又は別表七の二付表五「10」)	47	△	
	仮	計	48	
	(46)+(47)	48		
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表一(二)「43」)	49	△	
	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表一(一)「13」)	50	△	
	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「43」の計)	51	△	
	関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資準備金積立額の損金算入額(別表二(十)「15」、別表二(十一)「19」又は別表十二(十四)「12」)	52	△	
	特別新事業開始事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別認定法人の損金算入額又は特別認定取崩額の益金算入額(別表十(三)「20」-「17」)	53		※
	残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税の損金算入額	54	△	
	個別所得金額又は個別欠損金額	55		外※

【No.77】役員に対する給与(使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。)の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を加算していますか。

【No.46】別表八(二)の27欄の金額を加算していますか。
【No.74】損益計算書上の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。
【No.80】損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を加算していますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.11】前連結事業年度以前に連結所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当連結事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。

【No.18】別表五の二(二)付表の5、10、15及び24~29の⑤欄でプラス表示している金額を14欄、17欄及び19欄で加算していますか。
【No.20】別表五の二(二)付表の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を加算していますか。

【No.19】別表五の二(二)付表の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを24欄又は25欄で減算していますか。
【No.20】別表五の二(二)付表の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を23欄等で減算していますか。
【No.21】別表五の二(二)付表の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を減算していますか。

連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書

連結事業年度	・ ・	法人名	()
--------	--------	-----	-----

別表五の二(一)付表一
令二・四・一以後終了連結事業年度分

I 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	①	当 期 の 増 減		差引翌期首現在連結個別利益積立金額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	
利 益 準 備 金	1			円
積 立 金	2			円
	3			
	4			
〇 〇 〇 引 当 金	5			
繰 延 税 金 資 産 (負 債)	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
未 払 金 (連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額)	12			
未 収 入 金 (連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額)	13			
	14			
	15			
未 払 (未 収) 消 費 税 額 等	16			
〇 〇 〇	17			
繰 越 損 益 金 (損 は 赤)	18			
小 計	19			
納 税 充 当 金	20			
未 払 金 (連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額)	21			
未 収 入 金 (連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額)	22			
	23			
未 納 市 町 村 民 税 (均 等 割 額 を 含 む)	24			円
差 引 合 計 額	25			

【No.3】期首現在連結個別利益積立金額、期首現在連結個別資本金等の額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

【No.12】貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、④欄の金額と一致していますか。

【No.13】貸借対照表等に記載している連結法人税個別帰属額の未払金又は未収入金の金額は、④欄に記載した金額と一致していますか。

【No.91】貸借対照表と別表五の二(一)付表一の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表㊸欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか)。

【No.14】組織再編成が行われた場合、連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の調整を行っていますか。

【No.10】別表四の二付表と別表五の二(一)付表一の検算額は、25④欄の金額と一致していますか。(検算式は、申告書確認表を参照。)

【No.15】貸借対照表に自己株式を計上している場合、法令第8条第1項第20号及び第21号の規定に準じて計算した金額を減算するなどの調整を行っていますか。

II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書				
区 分	①	当 期 の 増 減		差引翌期首現在連結個別資本金等の額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	
資 本 金 又 は 出 資 金	26			円
資 本 準 備 金	27			
〇 〇 〇	28			
〇 〇 〇	29			
差 引 合 計 額	30			

連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表五の二(一)付表二
令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

差引翌期首現在連結個別利益積立金額 又は差引翌期首現在利益積立金額 〔別表五の二(一)付表一「25の④」 又は別表五(一)「31の④」〕		円	前期までの適格合併又は適格 分割型分割により引継ぎを受 けた最終利益積立金額 (前期の(13)+(15))	円
最終利益積立金額	2		最終利益積立金額	14
適格合併又は適格分割型分割による調整額 (17)	3		当期の適格合併又は適格分割 型分割により引継ぎを受けた 最終利益積立金額 〔被合併法人の最後事業年度 の(4)又は分割法人の(16)〕	15
調整後最終利益積立金額 (2)+(3)			当期の適格分割型分割により 分割承継法人に引き継ぐ最終 利益積立金額 〔(2)+期首から分割まで の(3)×令第9条第4項第 2号イに規定する分割移転 割合〕	16
前期までの修正額 (前期の(7))			最終利益積立金額の調整額合計 (13)-(14)+(15)-(16)	17
当期の修正額	6		前期 分割 けた (前期の(18)+(20))	
既修正額 (5)+(6)	7		前期までの適格分割型分割に より引継ぎをした既修正額 (前期の(19)+(21))	19
適格合併又は適格分割型分割による調整額 (22)	8		当期の適格合併又は適格分割 型分割により引継ぎを受けた 既修正額 〔被合併法人の最後事業年度 の(9)又は分割法人の(21)〕	20
調整後既修正額 (7)+(8)	9		当期の適格分割型分割により 分割承継法人に引き継ぐ既修正額 〔(5)+期首から分割まで の(6)+(8)×令第9条 第4項第2号イに規定する 分割移転割合〕	21
修正対象額 (1)-(2)	10		既修正額の調整額合計 (18)-(19)+(20)-(21)	22
既修正等額 (3)+(9)	11			
当期末修正未済額 (10)-(11)	12			

【No.16】2欄に最終利益積立金額を記載していますか。

【No.17】適格合併又は適格分割型分割が行われた場合、13欄～17欄において最終利益積立金額の調整計算を行っていますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

各連結法人の租税公課の納付状況等に関する
明細書

連 結 事 業 年 度

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表五の二(二)付表

令二・四・一以後終了連結事業年度分

税目及び連結事業年度等	期首現在額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在額 ①+②-③-④-⑤
			充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	
法地						
人夫						
税及						
及び						
種						
道府						
県						
民						
税						
計						
市						
町						
村						
民						
税						
計						
事						
業						
税						
計						
そ						
の						
他						
納						
金						
の						
計						
算						
期首納税充当金	30					
繰入額						
取崩額						
計						
期末納税充当金						41

【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

【No.22】41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。

【No.19】5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の二付表の24欄又は25欄で減算していますか。

【No.20】19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の二付表の23欄等で減算していますか。
【No.20】19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四の二付表で加算していますか。

【No.21】「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を別表四の二付表で減算していますか。

【No.18】5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の二付表の14欄、17欄及び19欄で加算していますか。

各連結法人の連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細

連 結 事 業 年 度	期首現在額 ①	当期発生額 ②	当期中の決済額		期末現在額 ⑤
			支払額 ③	受取額 ④	
：					
：					
当 期 分		中間			
計		確定			

【No.23】44の②中間欄及び確定欄の合計額は、個別帰属額の届出書の14欄及び37欄の合計額と一致していますか。

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表六(三)

当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算								
控 除 限 度 等	法人税 (別表六(二)「16」、別表六(二)(二)付表「13」又は別表六の三「11」)	1	円	控 除 余 裕 額 又 は 個 別 控 除 余 裕 額	国 税 (1) - (6)	7	円	
	地方法人税 (別表六(二)「49」、別表六(二)(二)付表「48」又は別表六の三「46」)	2			道府県民税 (((1)+(2)) ない金額)	2		
	道府県民税 (((1)×(3.2%又は1%))又は別表六(三)付表一「28の④」)	3			市町村民税 (((5)-(6))と(4)のうち少ない金額)	9		
	市町村民税 (((1)×(9.7%又は6%))又は別表六(三)付表一「28の⑤」)	4						
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5						
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)(二)「21」)		6						

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.29】12~29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い連結事業年度のものから順に充当していますか。
【No.29】同一連結事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度 又は 連結事業年度	区 分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
. . .	国 税	12	円	円	円	外 円	円
	道府県民税	13					
	市町村民税	14					
. . .	国 税	15				外	円
	道府県民税	16					
	市町村民税	17					
. . .	国 税	18				外	
	道府県民税	19					
	市町村民税	20					
. . .	国 税	21				外	
	道府県民税	22					
	市町村民税	23					
. . .	国 税	24				外	
	道府県民税	25					
	市町村民税	26					
. . .	国 税	27				外	
	道府県民税	28					
	市町村民税	29					
合 計	国 税	30				外	
	道府県民税	31					
	市町村民税	32					
	計 (30)+(31)+(32)	33					
当 期 分	国 税	34	(7)		(11)	外 [別表六(二)(二) 「20」-(33の外)]	
	道府県民税	35	(8)				
	市町村民税	36	(9)			(33の②)	
	計 (34)+(35)+(36)	37	(10)	(33の⑤)			

【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等に対応する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表六四の二

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社の名称等	名称	1							
	本店務所又は主たる所在地	国名又は地域名	2						
		所在地	3						
剰余金の配当等に係る外国法人税額	税種	4							
	納付確定日又は納付日	5							
	課税標準	6							
	税率(%)	7							
	税額 (6) × (7)	8							
納付された外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	9							
	(9)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (6) × 税率	10	()						(%)
	みなし納付外国法人税額 (10) - (8)	11							
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (8) + (11)	12							
	(12)のうち外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等に対応する金額	13							
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (6) × 35%と(13)のうち少ない金額	14							
	納付分 (14) × $\frac{(8)}{(12)}$	15	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
	みなし納付分 (14) - (15)	16	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (15)欄の合計	17							円
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (16)欄の合計	18								

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.32】5欄は、当連結事業年度中の日付となっていますか。

【No.33】7欄は、租税条約(日台民間租税取決めを含みます。)の限度税率を超えていませんか。

【No.34】9欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。

別表六(五)
令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

国名		1					
税種		2					
納付確定日又は納付日		3	. . .				
納付人 外国税 国額	課税標準 (収入金額)	4					
	税率 (%)	5					
	税額 (4) × (5)	6					
外国法人とみなされる 外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	7					
	上記(7)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (4) × 税率	8					
	みなし納付外国法人税額 (8) - (6)	9					
控除対象 外国法人税額	外国法人税額の合計 (6) + (9)	10					
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (4) × (10%又は15%)と(10)のうち少ない金額	11					
	(6)と(11)のうち少ない金額	12	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	(11) - (12)	13	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
納付した 控除対象 外国法人税額	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (12)の合計	14					
	納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (13)の合計	15					

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.32】3欄は、当連結事業年度中の日付となっていますか。

【No.33】5欄は、租税条約(日台民間租税取決めを含みます。)の限度税率を超えていませんか。

【No.34】7欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。

所得率の計算								
事業年度又は連結事業年度	所得金額仮計又は個別所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の二付表「33の①」)	受取配当等の益金不算入額又は受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八(一)「13」若しくは「26」又は別表八の二付表「1」)	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」+別表十七(三の四)「27」の計)	外国子会社から受ける剰余金の配当等の損源泉税等の損金不算入額	控除所得税額又は控除税額 (別表六(一)「6の③」又は別表六の二(一)「22」)	損金算入外国法人税額又は損金算入外国法人税額の個別帰属額	調整所得金額又は調整個別所得金額 (16) + (17) + (18) - (19) + (20) + (21) (マイナスの場合は0)	総収入金額等
	16	17	18	19	20	21	22	23
. . .	円	円	円	円	円	円	円	円
. . .								
. . .								
. . .								
. . .								
. . .								
当期分								
計								
所得率 (22の計)/(23の計)	24							%

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

I 法人税に係る外国税額			円	
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1			
当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「15」)	2			
当期の連結個別控除限度額				
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	3			
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)	4			
(3) + (4) (マイナスの場合は0)	5			
非課税国外所得の金額 (43の②) + 別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	6			
(5) - (6) (マイナスの場合は0)	7			
別表六(二)の二)「12」の金額	8			
調整連結国外所得金額 (別表六(二)の二)「14」)	9			
(9) × $\frac{(7)}{(8)}$	10			
個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額)	11			
各連結法人の個別調整国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	12			
連結控除限度個別帰属額 (2) × $\frac{(11)}{(12)}$	13			
法第81条の15第1項により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額)	14			
法第81条の15第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	15			
法第81条の15第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	16			
計 (14) + (15) + (16)	17			
個別帰属額 (17)	18			
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			円	
当期の個別控除対象外国法人税額 (1)	44			
地方法人税控除限度額 (別表六(二)の二)「19」)	47			

連
事
年

【No.25】19欄の金額は、税引後の金額としていますか。

【No.25】19欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.28】連結国外所得金額の計算において、別表四の二付表の加減算額を調整していますか。

(例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三)の八)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る個別課税対象金額(本店所在地国、支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。)

【No.26】6欄の金額は、国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに計算した非課税所得分の合計額(マイナスの場合は0)を記載していますか。

【No.27】国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。

別表六(二)付表

令二・四・一以後終了連結事業年度等分

当期の個別控除対象外国法人税額 (1)	44	円	地方法人税控除限度額 (別表六(二)の二)「19」)	47	円
<p>【No.24】国外事業所等を通じて事業を行っている場合、連結国外所得金額の計算において、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算していますか。</p> <p>【No.24】国外事業所等帰属所得の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成していますか。</p>					

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	： ：	法人名	()
----------------------------	--------	-----	-----

別表六の二(五)付表

令二・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人における試験研究費の額		1	【No.35】1欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 【No.35】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。
各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)		2	
特別試験研究費対象割合 別表六の二(八)「3」 別表六の二(八)「1」		3	$\frac{9.9}{100} - \left(\frac{8}{100} - (8) \right) \times 0.175$ 12 (0.06未満の場合は0.06)
各連結法人における特別試験研究費対象金額 (別表六の二(八)付表「1」) × (3)		4	円 控 (6) = 0 の場合 13 0.085 除 割 (10) > 10% の場合の控除割増率
各連結法人における差引試験研究費の額 (1) - (4)		5	【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。
個別増減試験研究費割合の計算	各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(七)「5」)	6	の 計 算 個別税額控除割合 $\left((11), (12) \text{ 又は } (13) \right) + \left((11), (12) \text{ 又は } (13) \right) \times (14)$ 15 (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)
	個別増減試験研究費の額 (1) - (6)	7	
	個別増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8	
個別の試験研究費割	各連結法人における平均売上金額 (別表六の二(七)「10」)	9	円 各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(16)の合計) 17
	個別試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	10	試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額 $\left(\text{別表六の二(五)「21」} \right) \times \frac{(16)}{(17)}$ 18

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に
おける各連結法人の比較試験研究費の額及び平
均売上金額の計算に関する明細書

連結事業年度	：	：	法人名	()
--------	---	---	-----	-----

別表六の二(七)

令二・四・一以後終了連結事業年度分

比較試験研究費の額の計算				
連結事業年度又は事業年度	試験研究費の額	当期の月数 (1)の連結事業年度 又は事業年度の月数	改定試験研究費の額 (2)×(3)	
1	2	3	4	
調整対象年度	円		円	
計				
比較試験研究費の額 (4の計)÷(調整対象年度数)		5	円	
平均売上金額の計算				
連結事業年度又は事業年度	売上金額	当期の月数 (6)の連結事業年度 又は事業年度の月数	改定売上金額 (7)×(8)	
6	7	8	9	
売上調整年度	円		円	
当期				
平均売上金額 (9の計)÷(1+売上調整年度数)		10	円	

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.37】調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない連結事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。
【No.38】合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。

【No.36】申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

【No.36】当連結事業年度の改定売上金額を記載していますか。

別表六の二(八)付表
令二・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	:	:	法人名	()
----------------------------	---	---	-----	-----

各連結法人における特別試験研究費の額 (14の計)	1	円	()	円
各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2			
各連結法人の税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(15)の合計)	3	税額控除割合が30%である試験研究に係る 当期控除額の個別帰属額 $(6) \times \frac{(15)}{(3)}$	8	
		税額控除割合が25%である試験研究に係る 当期控除額の個別帰属額 $(7) \times \frac{(16)}{(4)}$	9	
各連結法人の税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(16)の合計)	4	(8)及び(9)の試験研究以外の試験研究に係る 当期控除額の個別帰属額 $(5) - (6) - (7) \times \frac{(1) - (15) - (16)}{(2) - (3) - (4)}$	10	
		特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 $(8) + (9) + (10)$	11	
当期税額控除額 (別表六の二(八)「14」)	5			
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細				
措法第68条の9第7項各号の該当号		特 別 試 験 研 究 の 内 容		特別試験研究費の額
12		13		14
第1号・第2号・第3号				円
第1号・第2号・第3号				
計				
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	15			
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額	16			

【No.35】 1欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
【No.35】 試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を特別試験研究費の額から控除していますか。

【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

別表七の二付表一
令二・四・一以後終了連結事業年度分

連結欠損金当期控除額の計算						
控除前連結所得金額 (別表四の二「46の①」)	円			連結所得金額控除限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$	円	
1				2		
発生連結 事業年度	控除未済 連結欠損金額 (別表七の二「1」)	特定連結欠損金 連結欠損金に係る 控除未済額 (別表七の二「2」)	特定連結欠損金 当期控除額の計算 当期控除額 当該発生連結事業 年度の(12)と(2) 一当該発生連結事 業年度前の(8)の 合計額)のうち少 ない金額	非特定連結欠損金 連結欠損金に係る 控除未済額 (3) - (4)	非特定連結欠損金 当期控除額の計算 当期控除額 当該発生連結事業 年度の(6)と(2)一 当該発生連結事業 年度前の(8)の合計 額一当該発生連結 事業年度の(5)の うち少ない金額	連結欠損金 当期控除額 (5) + (7)
	3	4	5	6	7	8
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	円	円	円	円	円	円

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

連結欠損金個別帰属額の計算						
連 結 法 人 名	特定連結欠損金個別帰属額の計算					
発生連結 事業年度	控除未済連結 欠損金個別帰属額 (前期の(20)又は (28))又は別表七の 二付表二「21」	(9)のうち特定 連結欠損金に係る 個別帰属額 (前期の(14))又は 別表七の二付表 二「21の内書」	調整前当期控除額 当該発生連結事業 年度の(10)と(別 表四の二付表「46 の①」一当該発生連 結事業年度前の(19) の合計額)のうち 少ない金額	各連結法人の 調整前当期 控除額の合計額 (各連結法人の(11) の合計額)	特定連結欠損金 当期控除額の 個別帰属額 (5) × $\frac{(11)}{(12)}$	特定連結欠損金 個別帰属額の 翌期繰越額 (10) - (13)
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	9	10	11	12	13	14
計						

【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の計算						
発生連結 事業年度	非特定連結欠損金 個別帰属額の計算 (9)のうち非特定 連結欠損金に係る 控除未済額の 個別帰属額 (9) - (10)	各連結法人の非特定 連結欠損金に係る 個別帰属額の合計額 (各連結法人の(15) の合計額)	非特定連結欠損金 当期控除額の 個別帰属額 (7) × $\frac{(15)}{(16)}$	非特定連結欠損金 個別帰属額の 翌期繰越額 (15) - (17)	連結欠損金 当期控除額の 個別帰属額 (13) + (17)	連結欠損金 個別帰属額の 翌期繰越額 (14) + (18)
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	15	16	17	18	19	20
計						

連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の計算						
連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	21	円	繰戻し還付	連結欠損金の繰戻し額 (別表七の二「3の当期分」)	25	円
個別欠損金額 (別表四の二付表「55の①」)	22			各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額 (各連結法人の(24)の合計額)	26	
各連結法人の個別欠損金額の合計額 (各連結法人の(22)の合計額)	23			連結欠損金の繰戻し額の個別帰属額 (25) × $\frac{(24)}{(26)}$	27	
連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額 (21) × $\frac{(22)}{(23)}$	24			連結欠損金当期発生額に係る 個別帰属額の翌期繰越額 (24) - (27)	28	

連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	-----	--

別表七の二付表二
令二・四・一以後終了連結事業年度分

連結欠損金発生年度 [: :]			
連 結 法 人 名			
連結初年度における調整計算	連結親法人又は特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの	1	内
	連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額	2	内
	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額	3	内
	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額 (1) + (2)	3	内
	特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの	4	内
	連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額	5	内
上記以外の上記の連結事業年度に おける調整計算	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額 (4) + (5)	6	内
	前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (前期の別表七の二付表一「20」又は「28」)	7	内
	連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額	8	内
	被合併法人等となる連結子法人名	9	
	同上の連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (当該連結子法人の(7))	10	円内
	上の連結子法人の最終の事業年度において欠損金額とみなされた繰越控除された金額	11	内
	当該連結子法人の最終の事業年度の別表七(一)「4」	11	内
	上の連結子法人の最終の事業年度において欠損金額とみなされた繰越控除された金額	12	内
	当該連結子法人の最終の事業年度の別表七(二)「26」又は別表七(三)「14」	12	内
	差引計	13	内
	連結欠損金個別帰属額の加算額 (8) + (13)	14	内
	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額 (7) + (14) - (19)	20	内
	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額 (3)若しくは(6)又は(20)	21	内

【No.39】 最初連結事業年度の場合、連結親法人の繰越欠損金の額を連結欠損金額として1欄に記載していますか。
 【No.40】 1欄又は4欄の金額は、連結欠損金額とみなされるものですか。
 【No.41】 特定連結子法人の最初連結事業年度の開始の日(加入日)の属する連結親法人の連結事業年度開始の日以後に開始したその特定連結子法人の連結加入前の事業年度において生じた欠損金の額を、その加入日の属する連結事業年度に生じた連結欠損金額としていませんか。

【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.3】 前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。
 【No.42】 組織再編成が行われた場合、7欄~20欄において連結欠損金個別帰属額の調整計算を行っていますか。

① 外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	-----	-----	-----

別表八(二)

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社 の名称等	名 称	1					
	本たる店 の所在 又は事 務主所	国 名 又 は 地 域 名	2				
		所 在 地	3				
	主 たる 事 業	4					
発行済株式等	の保有割合	5	%	%	%	%	
	の連結保有割合	6	%	%	%	%	
益金不算入	支払義務確定日	7					
	支払義務確定日までの保有期間	8					
	剰余金の配当等の額	9	()	()	()	()	
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	()	()	()	()	
損金不算入	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無	
	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有・無				
	損金不算入の対象とならない損金算入配当	(9)の元本である株式又は出資の総数又は総額につき外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額	13	()	()	()	()
		(13)のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額	14	()	()	()	()
	損金算入対応受取配当等の額	15	()	()	()	()	
	(9) × (14) / (13)						
	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額	16	()	()	()	()	
	((9)又は(15))						
	(16)に対応する外国源泉税等の額	17	()	()	()	()	
	((10)又は(10) × (14) / (13))						
額の計	剰余金の配当等の額に係る費用相当額	18	()	()	()	()	
	((9) - (16)) × 5%						
	法第23条の2の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額	19	()	()	()	()	
	(9) - (16) - (18)						
	措法第66条の8第2項前段若しくは第9項前段又は第68条の92第2項前段若しくは第9項前段の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額	20	()	()	()	()	
	(別表十七(三の四)「23」+「25」)						
	(16)のうち措法第66条の8第3項若しくは第10項又は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額	21	()	()	()	()	
(別表十七(三の四)「24」)							
(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額	22	()	()	()	()		
(19) + (20) + (21)							
算	法第39条の2の規定により損金不算入とされる外国源泉税等の額	23	()	()	()	()	
	(10) - (17)						
	(23)のうち措法第66条の8第2項後段若しくは第9項後段又は第68条の92第2項後段若しくは第9項後段の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額	24	()	()	()	()	
(別表十七(三の四)「28」)							
(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額	25	()	()	()	()		
(23) - (24)							
(マイナスの場合は0)							
益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計	26	()	()	()	()		
((22)欄の合計)							
損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計	27	()	()	()	()		
((25)欄の合計)							

【No.43】 5欄又は6欄は、25%（租税条約で別途定めのある場合はその割合）以上となっていますか。

【No.44】 7欄は、当連結事業年度中の日付となっていますか。

【No.45】 8欄は、6月以上の期間となっていますか。

【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.46】 27欄の金額を別表四の二付表で加算していますか。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

【No.49】同一連結事業年度内の同一の年に属する期間において、連結所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

別表十の二(二)

令二・四・一以後終了連結事業年度分

I 収用換地等の場合の連結

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1	譲渡		円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	同対		
	収用換地等による譲渡年月日	3	譲渡	支出した譲渡経費の額	14
	譲渡資産の種類	4	譲渡	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	譲渡	差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16
	同補償金に相当する部分の額	6	譲渡	同上のうち補償金等の額	17
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7	譲渡	譲渡益の額 + (10) - (11) - (12) 又は (15) - (16) 又は (17)	18
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8	譲渡	期前において設けた特別勘定の金額を算入金額 別控除の規定の適用を受けた金額	19
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9	譲渡	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において、5,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	20
	特別控除に係る交換取得資産の価額	10	譲渡	特別控除残額 5,000万円 - (20)	21
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11	譲渡	特別控除額 (18) 又は (19) と (21) のうち少ない金額	22

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.47】3欄は、2欄に記載した日以後6月以内の日付となっていますか。

II 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

事業実施者等の名称	23	特定場合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	33	円	
特定事業の用地買収等による譲渡した年月	24	特定場合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34	除 残 額 - (33)	
取得した対価の	25	特定場合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35	除 残 額 のうち少ない金額	
交換取得資産の価額	26	特定場合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36		
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27	特定場合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	37	特別控除残額 1,500万円 - (36)	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28	特定場合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38	特別控除額 (32) と (37) のうち少ない金額	
譲渡経費の額の計算	29	特定場合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39	特別控除残額 800万円 - (39)	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	30	特定場合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40	特別控除額 (32) と (40) のうち少ない金額
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31	特定場合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	41	特別控除額 (32) と (41) のうち少ない金額
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32	特定場合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	42	特別控除残額 1,000万円 - (42)	
		特定場合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43	特別控除額 (32) と (43) のうち少ない金額	
		特定場合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	44	特別控除額 (32) と (43) のうち少ない金額	

【No.48】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、14欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

【No.50】収用に係る連結所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での連結所得の特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(20欄~22欄)。

III 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 (22) + (35) + (38) + (41) + (44)	45	円	各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(45)の合計)	48	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 ((48) - (51)) × (45) / (48)	46		当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	49	
	特別控除額の個別帰属額 (45) - (46)	47		特別控除残額 5,000万円 - (49)	50	
				特別控除額 (48) と (50) のうち少ない金額	51	

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損算入に関する明細書

【No.49】同一連結事業年度内の同一の年に属する期間において、連結所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.48】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、12欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		圧縮限度額について帳簿価額の減額等をした場合	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	25		円	
	収用換地等による譲渡年月日	2	.						
	譲渡資産の種類	3			圧縮限度額				
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4							
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		特別勘定	圧縮限度額 (26) × (23)	27		円	
	同上以外の補償金の額	6			繰入限度額の計算	圧縮限度超過額 (25) - (27)	28		
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6				特別勘定に経理した金額	29		
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7				繰入限度額 特 別 勘 定 の 対 象 額 (21) - (26)	30		
移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8		繰入限度額 繰 入 限 度 額 (30) × (23)	31					
取得した補償金等の額の計算	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		勘定	繰入限度超過額 (29) - (31)	32		円	
	保留地の対価の額	10			翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (29) - (32)	33		
譲渡経費の額の計算	交換取得資産の価額	11		取得資産について帳簿価額を減額した場合	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	34		円	
	支出した譲渡経費の額	12			当期中に益金の額に算入すべき金額	35			
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	13			期末特別勘定残額 (33) - (34) - (35)	36			
	差引譲渡経費の額 (12) - (13)	14			交換取得資産の種類	37			
譲渡経費の額の計算	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (14) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	15		圧縮限度額の計算	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	38		円	
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)	16			交換取得資産の価額 (11)	39			
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	17		圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額 に 対 応 す る 帳 簿 価 額 (4) 又は (18)	40		円	
	交換取得資産の価額 に 対 応 す る 帳 簿 価 額 (4) - (17)	18			交換取得資産につき支払った交換差金の額	41			
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (9)	19		圧縮限度額の計算	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) 又は (16)	42		円	
	同上に係る譲渡経費の額 (14) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	20			計 (40) + (41) + (42)	43			
	差引補償金等の額 (19) - (20)	21			圧縮限度額 (39) - (43)	44			
	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	22			圧縮限度超過額 (38) - (44)	45			
差益割合の計算	差 益 割 合 (21) - (22) (21)	23							

別表十三(四)

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業
又は
事業

【No.51】適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第68条の78第1項各号の要件を満たしていますか。

別表十三(五)

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1							
	同上の資産の取得年月日	2	・	・	・	・	・	・	・
	譲渡した資産の所在地	3							
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル					
	譲渡年月日	5	・	・	・	・	・	・	・
	対価の額	6	円	円	円	円	円	円	円
	帳簿価額	7							
	譲渡に要した経費の額	8							
	計	9							
	(7) + (8)								
差益割合	10								
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11							
	取得した買換資産の所在地	12							
	取得年月日	13	・	・	・	・	・	・	・
	買換資産の取得価額	14							
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15							
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16	・	・	・	・	・	・	・
	(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17	・	・	・	・	・	・	・
	取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル					
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19							
	取得価額	20							
(14) × $\frac{(18)-(19)}{(18)}$									
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21							
	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22							
	圧縮基礎取得価額	23							
	((14)又は(20)と(22)のうち少ない金額)								
	前期末の取得価額	24							
	前期末の帳簿価額	25							
	圧縮基礎取得価額	26							
	$(23) \times \frac{(25)}{(24)}$								
圧縮限度額	27								
$((23)又は(26)) \times (10) \times \frac{80、70又は75}{100}$									
圧縮限度超過額	28								
(21) - (27)									
対価の額の計算	対価の額の合計額	29							
	(6の計)								
	同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	30							
	特別勘定の対象となり得る金額	31							
	(29) - (30)								
	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額	32							
	$((36)と(38)のうち少ない金額) \div \frac{80、70又は75}{100} - (10)$								
翌期繰越額の計算	同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	33							
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	34							
	翌期へ繰り越す対価の額の合計額	35							
	繰入限度超過額	39							
	(36) - (38)								
翌期繰越額の計	当初の特別勘定の金額	40							
	(36) - (39)								
	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	41							
	当期中に益金の額に算入すべき金額	42							
期末特別勘定残額	43								

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.52】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、8欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

【No.53】買換資産が措法第68条の78第1項第6号下欄の土地等である場合、その面積は300㎡以上となっていますか(特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります。)

【No.54】買換資産が土地等の場合、19欄には18欄のうち4欄の5倍(平成29年4月1日以前に行った譲渡に係る資産が旧措法第68条の78第1項第2号上欄に掲げる譲渡資産である場合は10倍)を超える部分の面積を記載していますか(その明細を別紙に記載して添付していますか。)

【No.55】27欄の金額を算出する際に乗じた割合を0.8としていますか(所有期間が10年を超える国内にある土地、建物、構築物等について、平成27年8月10日以後に行った地域再生法第5条第4項第5号イに規定する「集中地域」以外の地域から「集中地域」等への買換えについては、買換資産が東京23区内にある場合の割合は0.7、それ以外の場合は0.75となります。また、令和2年4月1日以後に行った航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、その譲渡資産が一定の区域内にある場合の割合は0.7となります。さらに、震災特例法第27条から第29条までの規定の適用を受ける場合の割合は1.0となります。)

【No.56】42欄の金額は、一定期間内(原則として、特定資産の譲渡日を含む連結事業年度の翌連結事業年度開始の日から1年以内)に買換資産を取得しなかった場合に、益金の額に算入されることとなる特別勘定の金額を記載していますか。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整
に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十四(五)

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受法人名	1					計
譲渡損益調整資産の種類	2					
譲渡年月日	3	・	・	・	・	・
譲渡収益の額	4	円	円	円	円	
譲渡原価の額	5					
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6					
圧縮記帳等による損金算入額	7					
譲渡利益額 (6) - (7)	8					
当期が譲渡年度である場合の損金算入額 (8)	9					円
譲渡損失額 (5) - (4) (マイナスの場合は0)	10					
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11					
譲渡利益額の調整 (8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))	12					
当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額〕	13					
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14					
譲渡損失額の調整 (10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15					
当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額〕	16					
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17					
当期に譲受法人において生じた調整事山	18	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	
簡便法により当期益金算入額を繰延資産とする場合は	減価償却期間の月数 〔譲受法人が適用する耐用年数〕×12	19	月	月	月	月
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20				
	当期益金算入額 (8) × (20) / (19)	21	円	円	円	円
	当期損金算入額 (10) × (20) / (19)	22				
	支出の効果の及ぶ期間の月数	23				
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24				
当期益金算入額 (8) × (24) / (23)	25	円	円	円	円	
当期損金算入額 (10) × (24) / (23)	26					

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.57】5欄の金額は、1,000万円以上の金額を記載していますか。
【No.58】譲渡損益調整資産が連結完全支配関係がある連結法人の株式である場合、5欄の金額を帳簿価額修正後の金額としていますか。

【No.59】譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合、13欄又は16欄に金額を記載していますか。

【No.60】譲渡損益調整額の戻入れ計算を譲渡年度において原則法又は簡便法により行った場合、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用していますか。

①

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十六(二)

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種類	1								
構造	2								
取得年月日	3								
事業の用に供した年月	4								
耐用年数	5		年		年		年		年
取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	7								
差引取得価額	8								
償却額計算の対象となる期末現在の積立金の額	9								
償却額計算の基礎となる期末現在の積立金の額	10								
積立金の期中取崩額	11								
差引帳簿記載金額	12	外△		外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	13								
前期から繰り越した償却超過額	14	外		外		外		外	
合	15								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	16								
償却額計算の基礎となる金額	17								
差引取得価額×5%	18								
旧定率法の償却率	19								
算出償却額	20		円		円		円		円
増加償却額	21	()	()	()	()	()	()	()	()
計	22								
算出償却額	23								
定率法の償却率	24								
調整前償却額	25		円		円		円		円
償却保証率	26								
償却保証額	27		円		円		円		円
改定取得価額	28								
改定償却率	29								
改定償却額	30		円		円		円		円
増加償却額	31	()	()	()	()	()	()	()	()
計	32								
当期分の普通償却限度額等	33								
租税特別措置法の特例による特別償却限度額	34								
特別償却限度額	35	外							
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	36								
合	37								
当期償却額	38								
償却不足額	39								
償却超過額	40								
前期からの繰越額	41	外							
当期償却不足によるもの積立金取崩しの金額	42								
差引合計翌期への繰越額	43								
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	44								
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	45								
差引翌期への繰越額	46								
翌期額	47								
当期分不足額	48								
格組再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	49								
備考	50								

【No.62】平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.63】連結親法人が中小連結親法人又は特定中小連結親法人に該当しない法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない特別償却を適用していませんか。
【No.64】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。
【No.65】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

① 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十六(十)

		円	円	円	円	円	円
繰延消費税額等 (発生した事業年度又は連結事業年度)	1	[:]	[:]	[:]	[:]	[:]	[当期分]
当期の損金算入限度額 (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$ (当期発生分については $\frac{1}{2}$)	2	<p>【No.92】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、別表十六(十)を添付していますか。 【No.92】課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか(資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理したものを除きます。)</p>					
当期損金経理額	3						
差引 損金算入不足額 (2) - (3)	4						
引 損金算入限度超過額 (3) - (2)	5						
損金算入限度超過額 前期からの繰越額	6						
同上のうち当期損金認容額 (4)と(6)のうち少ない金額)	7	<p>【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。</p>					
翌期への繰越額 (5) + (6) - (7)	8						

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入額等の明細

		円	円
課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)	9	(12)のうち当期損金算入額	14
課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)	10	同 (13)の割合が80%以上である場合の資産に係る控除対象外消費税額等の合計額	15
同上の額のうち課税標準額に対する消費税額等から控除されない部分の金額	11	上の資産に係る控除対象外消費税額等で棚卸資産に係るものの合計額	16
同上の額のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12	の資産に係る控除対象外消費税額等で特定課税仕入れに係るものの合計額	17
		ち資産に係る控除対象外消費税額等で20万円未満のものの合計額	18
当期の消費税の課税売上割合	13	当期の繰延消費税額等 (12) - (15)又は(12) - (16) - (17) - (18)	19

①

特定課税対象金額等又は特定個別課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

外国法人の名称	1		本店又は主たる事務所の所在地	3	国名又は地域名	4	所在地
外国法人の事業年度	2						
支払義務確定日	5						計
支払義務確定日までの保有期間	6						
発行済株式等の保有割合	7						
発行済株式等の連結保有割合	8						
剰余金の配当等の額	9						
(9)に係る外国源泉税等の額	10						
(9)配るが当該損に合	11						
金該算当入す	12						
特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額	13	(31)の合計	(17)の①	(17)の②	(17)の③		
(9)又は(11)と(13)のうち少ない金額	14						
差引	15						
(12)と(15)のうち少ない金額	16						
差引	17	①	②				
間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額	18	(別表十七(三)の五)「23」	(22)の①				
(9)又は(11)と(18)のうち少ない金額	19						
差引	20						
(12)と(20)のうち少ない金額	21						
差引	22	①	②	③			
損金不算入額の計算	23	()	(円)	()	(円)	()	(円)
損金算入配当	24	()	(円)	()	(円)	()	(円)
益金不算入額	25	()	(円)	()	(円)	()	(円)
上記以外の配当に係る益金不算入額	26	()	(円)	()	(円)	()	(円)
(23)及び(25)に係る外国源泉税等の額	27	()	(円)	()	(円)	()	(円)
(10)	28	()	(円)	()	(円)	()	(円)
請求権勘案直接保有株式等又は請求権等勘案直接保有株式等の保有割合	29						
請求権勘案直接保有株式等又は請求権等勘案直接保有株式等の保有割合	30						
事業年度又は連結事業年度	31						
前期繰越額又は当期発生額	32						
当期控除額	33						
前期繰越額	(31)-(32)						
計							
当期分	(30)						
合計							

【No.66】 5欄は、当連結事業年度中の日付となっていますか。

【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表十七(三)の四
令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十七(三)の七
令一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外 国 関 係 会 社 の 名 称 等	名 称	1	<div data-bbox="662 313 1380 593" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>【No.67】 租税の負担割合が 20/100 未満である外国関係会社(特定外国関係会社を除きます。)又は租税の負担割合が 30/100 未満である特定外国関係会社を有する場合、別表十七(三)の七)等を作成していますか(合算課税制度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。)</p> </div>					
	本たる所の又事	国名又は地域名				2		
	は務主所	所在地				3		
	事業年度					4		
	主たる事業					5		
	外国関係会社の区分	特定外国関係会社 対象外国関係会社 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 外国金融子会社等				6	特定外国関係会社 対象外国関係会社 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 外国金融子会社等	特定外国関係会社 対象外国関係会社 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 外国金融子会社等
	資本金の額又は出資金の額	() 円				7	() 円	() 円
	株式等の保有割合	%				8	<p>【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。</p>	
	営業収益又は売上高	() 円				9	() 円	() 円
	営業利益	() 円				10	<p>【No.68】 各欄は、添付した外国関係会社の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか。</p>	
	税引前当期利益	() 円				11	() 円	() 円
	利益剰余金	() 円				12	() 円	() 円
	所得に対する租税の負担割合 (別表十七(三)の七)付表二「39」又は「40」)	%				13	%	%
	企業集団等所得課税規定の適用を受ける外国関係会社の該当・非該当	該当・非該当				14	該当・非該当	該当・非該当
	添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類				15	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類
課税対象金額	適用対象金額、部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三)の八)「26」、別表十七(三)の九)「7」又は別表十七(三)の十)「9」)	16						
請求権等勘案合算割合 (別表十七(三)の八)「27」、別表十七(三)の九)「8」又は別表十七(三)の十)「10」)	%	17	%	%				
課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額又は個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三)の八)「28」、別表十七(三)の九)「9」又は別表十七(三)の十)「11」)	() 円	18	() 円	() 円				

特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用
対象金額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十七三の八

外国関係会社の名称	1	事業年度	2	:	:
適用対象金額及び課税対象金額等の計算					
所得計算上の適用法令	3	本邦法令・外国法令		16	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	4		減	17	
損金の額に算入した法人所得税の額	5			18	
	6			19	
加			算		
			小計	21	
算	9	基準所得金額 (4) + (11) - (21)		22	
	10	繰越欠損金の当期控除額 (30)の計		23	
	小計	当期中に納付することとなる法人所得税の額		24	
減	12	当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額		25	
	13	適用対象金額 (22) - (23) - (24) + (25)		26	
算	14	特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額		27	%
	15	課税対象金額又は個別課税対象金額 (26) × (27)		28	(円)
欠損金額の内訳					
事業年度		控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額 (29) - (30)	
		29			
計					
当期分					
合計					

【No.69】24欄の金額は、2欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか（2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。）。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.70】28欄の金額の換算レートは、特定外国関係会社又は対象外国関係会社の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む連結事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。

【No.3】前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十七三の十一
令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社の名称		1	適用対象金額 (別表十七(三の八)「26」)	8
本たる所 又事 は務 主所	国名又は地域名	2	子会社から受ける配当等の額 (別表十七(三の八)「13」のうち(6)の外国 法人税の課税標準に含まれるもの)	9
	所在地	3	控除対象配当等の額 (別表十七(三の八)「15」のうち(6)の外国法 人税の課税標準に含まれるもの)	10
事業年度		4	調整適用対象金額	11
外国 法 人 税	税種	5		12
	外国法人税額	6		13
	増額又は減額前の事業年度又は 連結事業年度の(6)の金額	7		14
外国 法 人 税 額 等 の 計 算	特定外国関係会社 又は対象外国関係 会社	適用対象金額 (55)	15	24
	子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	16	25	
	控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	17	26	
	調整適用対象金額 (15) + (16) + (17)	18		
	部分適用対象金額 (別表十七(三の九)「7」)	19		
	部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (別表十七(三の九)「9」)	20	29	
	(20) ≤ (18)の場合 (20) -(18)	21	30	
	(20) > (18)の場合 (20) -(19)	22	31	
	(6) × ((21)又は(22))	23	32	
	(12)と(14)のうち少ない金額、(20)と(23)のうち少ない金額又は(29)と(32)のうち少ない金額	33		
異動した 法人税額 が	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(33)の金額	34		
	(33) ≥ (34)の場合 (33) - (34)	35		
	(33) < (34)の場合 (34) - (33)	36	() 円	
課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額 (33)又は(35))		37	() 円	
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算				
所得計算上の適用法令	38	本邦法令・外国法令	控除対象配当等の額	47
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額		39		
加 算	損金の額に算入した法人所得税の額	40		
		41		
		42		
			(39) + (44) - (50)	51
小 計		43	繰越欠損金の当期控除額	52
		44	当期中に納付すること となる法人所得税の額	53
減 算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	45	当期中に還付を受けること となる法人所得税の額	54
	子会社から受ける配当等の額	46	適用対象金額 (51) - (52) - (53) + (54)	55

【No.71】6欄の金額は、4欄の事業年度の所得に対する外国法人税額ですか。
【No.71】外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.72】36欄及び37欄の金額の換算レートは、外国関係会社の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか(自社の同日を含む連結事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか)。

組織再編成に係る主要な事項の明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名
----------------------------	--------	-----

付表

組織再編成の様態	1	合併・分割() 現物出資 現物分配()	組織再編成 の日 (. .)	適格区分	2	適格(法第2条 号 該当) その他									
組織再編成に係る関連法人															
名称及び所在地	3	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【No. 4】組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">【No. 2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。</div>													
株式保有関係	4	令第4条の3第 項 第 号 該当	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>(組織再編成前)</td> <td>(組織再編成後)</td> </tr> <tr> <td>直接保有の株式の保有割合</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>間接保有の株式の保有割合</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> </table>					(組織再編成前)	(組織再編成後)	直接保有の株式の保有割合	%	%	間接保有の株式の保有割合	%	%
	(組織再編成前)	(組織再編成後)													
直接保有の株式の保有割合	%	%													
間接保有の株式の保有割合	%	%													
主要な事業の種類	5	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)										
従業者の数	6	被合併法人の合併直前の従業者の数 分割直前の分割事業に係る従業者の数 現物出資直前の現物出資事業に係る従業者の数 完全子法人の株式分配直前の従業者の数		人	合併法人・分割承継法人・ 被現物出資法人・完全子法 人の業務に従事する従業 者の数	人									
事業規模	7	指 売上金額・資本金の額又は出資金の額 標 従業者の数・その他()	左の指標による規模の比較												
役員状況	8	合併法人・分割承継法人・被現物出資法人・完全子法人の特定役員													
		役 職 名	氏 名		合併・分割・現物出資 ・株式分配前の役職名										
支配株主の株式の保有状況	9	氏 名・名 称	旧 株 数		新株継続保有 見込の有無										
		(合 計)			有・無 有・無 有・無										
		被合併法人等の発行済株式等の数		株											
移転した(又は移転を受けた)資産又は負債の明細	10	資産・負債の種類	帳簿価額等	資産・負債の種類	帳簿価額等										

令二・四・一以後終了連結事業年度分

貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	<p>【No.22】別表五(二)の41欄の金額と一致していますか。</p> <p>【No.12】任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、別表五の二(一)付表一の④欄の金額と一致していますか。</p> <p>繰延税金資産</p>	流動負債	
現金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		未払費用	
有価証券		短期借入金	
製成品		未払法人税等	
仕掛品		賞与引当金	
材料		製品保証引当金	
貯蔵品		未払消費税額等	
短期貸付金		固定負債	
前払費用		長期借入金	
繰延税金資産		社債	
その他		退職給付引当金	
貸倒引当金		役員退職引当金	
		繰延税金負債	
固定資産		負債合計	
有形固定資産		(純資産の部)	
建物		株主資本	
建物附属設備		資本金	
機械及び装置		資本剰余金	
車両及び運搬具		資本準備金	
土地		その他資本剰余金	
建物仮勘定		利益剰余金	
無形固定資産		利益準備金	
借地権		その他利益剰余金	
施設利用権		×××準備金	
営業権		〇〇〇積立金	
投資その他の資産		別途積立金	
投資有価証券		繰越利益剰余金	
長期貸付金		自己株式	
前払年金費用		評価・換算差額等	
貸倒引当金		その他有価証券評価差額金	
資産合計		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

【No.91】貸借対照表と個別帰属額の届出書の別表五の二(一)付表一の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表⑳欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

損益計算書 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

科 目	金 額
営業収益	
売上高	
営業費用	
売上原価	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
営業外費用	
支払利息	
経常利益	
特別利益	
固定資産売却益	
特別損失	
有価証券評価損	
減損損失	
ゴルフ会員権評価損	
貸倒損失	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	

【No.80】 損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を別表四の二付表で加算していますか。

【No.74】 有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四の二付表で加算していますか。

株主資本等変動計算書

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益			評価・換 算差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計							
						×× 積立金	繰越利益 剰余金								
当期首残高															
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当															
当期純利益															
自己株式の処分															
××××															
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)															
当期変動額合計															
当期末残高															

【No.9】 剰余金の配当の額等は、別表四の二付表の1③欄の配当の額と一致していますか。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
- 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日

- 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	配当の 原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日

役員給与等の内訳書

役員給与等の内訳									
役職名	氏名	代表者との関係	役員給与計	左の内訳				退職給与	
				使用人職務分	使用人職務分以外				
担当業務	住	所		定期同額給与	事前確定届出給与	業績連動給与	その他		
				百万	千	円	百万	千	円
			常・非						
			常・非						
			常・非						
			常・非						
			常						
			非						
計									
人件費の内訳									
区分			総額			総額のうち代表者及びその家族分			
			百万	千	円	百万	千	円	
役員給与									
従業員	給与手当								
	賃金手当								
計									

【No.78】 税務上使用人兼務役員になれない役員（専務取締役、常務取締役、監査役等）に対する給与の額を、「使用人職務分」欄に記載していませんか（その役員に対する給与の額が専務取締役等就任前の使用人職務分に対する給与の額である場合を除きます。）。

【No.79】 「使用人職務分」欄に金額の記載がある場合、使用人としての職制上の地位（部長、工場長等）を「役職名」欄及び「担当業務」欄に記載していますか。

【No.75】 「事前確定届出給与」欄に記載された金額は、事前確定届出給与に関する届出書に記載した金額と一致していますか。

【No.75】 確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額として損金の額に算入する金額は、交付決議時価額と一致していますか。

【No.76】 業績連動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社又は非同族会社による完全支配関係がある同族会社に該当していますか。

【No.77】 役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を別表四の二付表で加算していますか。

(注) 1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください（他の役員についての記入順は任意）。

2. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。

3. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。

4. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。

5. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。

6. 「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。

7. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4. 5. 6以外の給与の金額を記入してください。

8. 「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工具等の賃金等製造原価（又は売上原価）に算入されるものを記入してください。

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿	※	一連番号	翌年以降送付不要
納税地		税	番号	
(フリガナ) 名称又は屋号		理	番号	
個人番号又は法人番号		番	号	
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名		号		

【No.90】個別帰属額の届出書の別表四の二付表の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。
【No.92】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、個別帰属額の届出書に別表十六(十)を添付していますか。

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

（中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日
令和 年 月 日）

第一表
令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		付割賦基準の適用	有	無	31
課税標準額	①				32
消費税額	②				33
控除過大調整税額	③				34
控除					35
税					41
額					
控除対象仕入税額	④				
返還等対価に係る税額	⑤				
貸倒れに係る税額	⑥				
控除税額小計	⑦				
(④+⑤+⑥)					
控除不足還付税額	⑧				13
(⑦-②-③)					
差引税額	⑨			00	15
(②+③-⑦)					
中間納付税額	⑩			00	16
納付税額	⑪			00	17
(⑨-⑩)					
中間納付還付税額	⑫			00	18
(⑩-⑪)					
この申告書が修正申告である場合					
既確定税額	⑬				19
差引納付税額	⑭			00	20
課税売上割					21
課税資産の譲渡等の対価の額	⑮				22
資産の譲渡等の対価の額	⑯				23
この申告書による地方消費税の税額の計算					
地方消費税の課税標準となる消費税額					
控除不足還付税額	⑰				24
差引税額	⑱			00	25
譲渡割額					26
還付税額	⑲				27
納付税額	⑳			00	28
中間納付譲渡割額	㉑			00	29
納付譲渡割額	㉒				30
(㉑-㉒)					
中間納付還付譲渡割額	㉓				31
(㉑-㉒)					
この申告書が修正申告である場合					
既確定譲渡割額	㉔				32
差引納付譲渡割額	㉕				33
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖				34

【No.82】①欄の金額は、附表2-1①のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、附表2-2の各欄)又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(⑤欄又は附表2-1若しくは2-3①の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)

【No.81】電子申告義務がある法人(当事業年度開始の時点における資本金の額又は出資の金額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社)の場合、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

【No.89】⑩欄及び㉑欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。

【No.91】㉖欄の金額は、貸借対照表と個別帰属額の届出書の別表五の二(一)付表一の未払(未収)消費税額等の合計額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

㉖ = (①+②) - (③+④+⑤+⑥) 修正申告の場合
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付す

G K 0 6 0 1

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称 又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38②	52
小売等軽減売上割合	<input type="radio"/>	附則39①	53

第二表
令和元年十月一日以後終了課税期間分

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

対象期間 至 令和 年 月 日

課税標準額	①	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
※申告書(第一表)の①欄へ													0	0	0
															01

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②														02
	4%適用分	③														03
	6.3%適用分	④														04
	6.24%適用分	⑤														05
	7.8%適用分	⑥														06
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧														07
	7.8%適用分	⑨														08
		⑩														09

【No.87】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ(例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等)がある場合、⑧~⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。

消費税額	⑪	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
※申告書(第一表)の②欄へ																
⑪の内訳	3%適用分	⑫														21
	4%適用分	⑬														22
	6.3%適用分	⑭														23
	6.24%適用分	⑮														24
	7.8%適用分	⑯														25

返還等対価に係る税額	⑰	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
※申告書(第一表)の⑤欄へ																
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱														31
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲														32

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	4%適用分	⑳														41	
	6.3%適用分	㉑														42	
	6.24%及び7.8%適用分		㉒														43
			㉓														44

(注1) ⑥~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額	① (付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000
①課税資産の譲渡等の対価の額	① (付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
	② (付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合29%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑨欄へ	※第一表の⑩欄へ
内訳	③ (付表1-2の②X欄の金額)	※第一表の⑬欄へ	※第一表の⑭欄へ	※第一表の⑮欄へ
消費税額	④ (付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑤・⑥D欄の合計金額)	(付表2-1の⑤・⑥E欄の合計金額)	※第一表の⑯欄へ
控除過大調整税額	⑤ (付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の⑦D欄の金額)	(付表2-1の⑦E欄の金額)	※第一表の⑰欄へ
控除	⑥ 控除対象仕入税額			
	⑦ 返還等対価に係る税額			
税	⑧ 売上げの返還等対価に係る税額			
	⑨ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額			
内	⑩ 貸倒れに係る税額			※第一表の⑱欄へ
	⑪ 控除税額小計 (④+⑤+⑥)			※第一表の⑲欄へ
額	⑫ 控除不足還付税額 (⑦-②-③)	※⑩E欄へ	※⑪E欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑬ (付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑩E欄へ	※⑪E欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑭			※マイナスの場合は第一表の⑳欄へ ※プラスの場合は第一表の㉑欄へ
地方消費税の課税標準	⑮ 控除不足還付税額		(⑧D欄と⑩E欄の合計金額)	
	⑯ 差引税額		(⑨D欄と⑪E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑱-⑮)	⑰ (付表1-2の⑨X欄の金額)		※第二表の㉒欄へ	※マイナスの場合は第一表の㉓欄へ ※プラスの場合は第一表の㉔欄へ ※第二表の㉕欄へ
譲渡	⑱ 還付額		(⑮E欄×22/78)	
	⑲ 割納税額		(⑯E欄×22/78)	
額	⑳ 合計差引譲渡割額 (⑱-⑲)			※マイナスの場合は第一表の㉖欄へ ※プラスの場合は第一表の㉗欄へ

【No.86】⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
【No.86】不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	円 ※付表1-1の①X欄へ 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の①-1X欄へ
	②	※①-2欄は、課税売上割合が99%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑤欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ
内訳	①				
特定課税仕入れに係る支払対価の額	②	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	※第二表の⑧欄へ	※付表1-1の②X欄へ
消費税額	③	(付表2-2の⑤・⑥A欄の合計金額)	(付表2-2の⑤・⑥B欄の合計金額)	(付表2-2の⑤・⑥C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ
控除過大調整税額	④	(付表2-2の⑦)			
控除税額	控除対象仕入税額				※付表1-1の④X欄へ
	返還等対価に係る税額				
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額				
	内	⑤			
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑥	※③-2欄		
	貸倒れに係る税額	⑦			
控除税額小計	⑧				※付表1-1の⑧X欄へ
(④+⑤+⑥)					
控除不足還付税額	⑨		※⑩B欄へ	※⑩C欄へ	※付表1-1の⑨X欄へ
(⑦-②-③)					
差引税額	⑩		※⑪B欄へ	※⑪C欄へ	※付表1-1の⑩X欄へ
(②+③-⑦)					
合計差引税額	⑪				
(⑨-⑩)					
地方となる消費税の課税標準額	控除不足還付税額		(⑩B欄の金額)	(⑩C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ
	差引税額		(⑩B欄の金額)	(⑩C欄の金額)	※付表1-1の⑫X欄へ
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額	⑫		※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑬欄へ	※付表1-1の⑬X欄へ
(⑫-⑪)					
譲渡額	還付額		(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ
	割納税額		(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63)	※付表1-1の⑮X欄へ
合計差引譲渡割額	⑬				
(⑬-⑭)					

【No.86】⑥ X欄は、⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
【No.86】不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
区	分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000
① 課税資産の譲渡等 の 対価の額	① ・ 1	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
	① ・ 2	※①・2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ
内 特定課税仕入れに 係る支払対価の額	① ・ 2			
消費税額	②	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ	※第二表の⑮欄へ
控除過大調整税額	③	(付表2-3の⑳・㉑A欄の合計金額)	(付表2-3の⑳・㉑B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控 除 対 象 仕 入 税 額	④	(付表2-3の㉒A欄の金額)	(付表2-3の㉒B欄の金額)	※第一表の④欄へ
	⑤			※第二表の⑰欄へ
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤ ・ 1			
	⑤ ・ 2	※⑤		
内 特定課税仕入れ の返還等対価 に係る税額	⑤ ・ 2			
除 の 対 価 に 係 る 税 額	⑤ ・ 1			
内 特定課税仕入れ の返還等対価 に係る税額	⑤ ・ 2			
税 額	⑥			※第一表の⑥欄へ
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			※第一表の⑧欄へ
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			※第一表の⑨欄へ
地 方 と な る 消 費 税 の 課 税 標 準 額	⑩			※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉒及び㉓欄へ
差引税額 (⑨)	⑪			※第一表の⑪欄へ ※第二表の㉒及び㉓欄へ
還付額	⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑫欄へ
割納税額	⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ
額				00

【No.86】⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を記載していますか。
【No.86】不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
		円	円	円	円 ※付表2-1の①X欄へ
課税売上額(税抜き)	①				
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				(付表2-1の④F欄の金額)
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				(付表2-1の⑥F欄の金額)
課税売上割合(④/⑦)	⑧				(付表2-1の⑧F欄の割合) [%] ※海抜 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				※付表2-1の⑨X欄へ
課税仕入れに係る消費税額	⑩	⑩A欄×3/103	⑩B欄×4/105	⑩C欄×6.3/108	※付表2-1の⑩X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表2-1の⑪X欄へ
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			⑫C欄×6.3/100	※付表2-1の⑫X欄へ
課税貨物に係る消費税額	⑬				※付表2-1の⑬X欄へ
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭				※付表2-1の⑭X欄へ
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮				※付表2-1の⑮X欄へ
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯				
課5課95 税億税% 売未 売円 上満 上超 割の 高又 がはが合 控の 除調 税額整	個別 対 応 方 式	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの			
	個別 対 応 方 式	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの			※付表2-1の⑰X欄へ
		個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕			
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳				※付表2-1の⑲X欄へ
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				※付表2-1の㉑X欄へ
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				※付表2-1の㉒X欄へ
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓				※付表2-1の㉓X欄へ
控除対象仕入税額 〔(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒+㉓〕がプラスの時	㉔	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ
控除過大調整税額 〔(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒+㉓〕がマイナスの時	㉕	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の③X欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の③X欄へ

【No.85】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
4 ⑨及び⑫欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
(R2.4.1以後終了課税期間用)

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		. . .	
項目		税率	
課税売上額(税抜き) ①			
免税売上額 ②			
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③			
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②-③) ④			
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤			
非課税売上額 ⑥			
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦			
課税売上割合(④/⑦) ⑧			[%] ※繰上切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨			
課税仕入れに係る消費税額 ⑩		(⑨A欄×6.24/108)	(⑨B欄×7.8/110)
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑪		※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑫			(⑪B欄×7.8/100)
課税貨物に係る消費税額 ⑬			
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑭			
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭) ⑮			
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額) ⑯			
課税5課95 税億税% 売未 売円 上満 上超 割の 高又 がは合 が合 控の 除調 額整 差 引	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑰		
	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの ⑱		
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [⑰+(⑱×④/⑦)] ⑲		
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮×④/⑦) ⑳			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉑			
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉒			
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額 ㉓			
控除対象仕入税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がプラスの時 ㉔	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ	
控除過大調整税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がマイナスの時 ㉕	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ	
貸倒回収に係る消費税額 ㉖	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ	

【No.82】 申告書第一表①欄の金額は、①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2-3⑪の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)

【No.83】 非居住者から受け取る利子等(外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等)の額がある場合、その金額を③C欄に記載していますか。

【No.84】 ⑥C欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。

【No.88】 課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合、⑫B欄は、⑪B欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか。

【No.85】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑥及び⑭欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。